

物件等調達

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	東西線50系車両シート生地防汚加工業務委託
履行場所等	醍醐検車区
契約期間	契約締結日 から 令和9年1月31日 まで
支払方法	<p>本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。</p> <p>(●) 支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。</p> <p>() 支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。</p> <p>() 支払方法は、[] ごとの出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。</p> <p>() 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。</p> <p>() その他（自由記述）</p>

(適用)

第1条 本仕様書は、東西線50系車両シート生地防汚加工業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(当事者)

第2条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人をいう。

(業務範囲)

第3条 本業務の内容は、別紙のとおりとする。

(業務上の注意)

第4条 受注者は、本業務に当たり細部に至るまで入念、丁寧に行うこと。

2 本業務の作業上必要と認められるものについては、仕様書に明記されない事項であっても、受注者の責任において行うものとし、地下鉄車両の安全、動作及び機能上に支障をきたさないものとする。

(関係法規の適用)

第5条 受注者は、本業務に関して、原則としてJIS規格、京都市交通局契約規程、労働安全衛生法、京都市高速鉄道車両実施基準をはじめ、関係法規等を遵守するものとする。

(変更)

第6条 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、協議のうえ、契約金額内で軽微な変更を行うことができるものとする。

(打合せ)

第7条 受注者は、本業務に当たり、あらかじめ発注者と十分な打合せを行うこと。また、打合せ事項について発注者の要請に応じて別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得ること。

(書類の提出)

第8条 受注者は、発注者の指定する様式で期日内に次の書類を発注者に提出すること。ただし、発注者が提出の必要がないと認めた書類については省略する場合がある。

1. 契約後速やかに提出するもの

(1) 業務工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

(2) 再委託承諾申請書（再委託を行う場合）・・・・・・ 1部

(3) 加工剤に係る承認仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

ア 加工剤に関する説明資料

イ 鉄道車両用材料の燃焼性規格及び試験方法において、難燃性以上の判定を示す資料

ウ 鉄道車両の座席シートにおける使用実績報告書

エ 安全データシートや人体に関する安全性を証明する試験等の資料

オ 環境負荷の懸念がなく、国内法令（化審法等）で規制されていないことを示す誓約書

2. 業務完了後速やかに提出するもの

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 検査成績書（成績書、完成写真、作業写真等）・・・ | 2部 |
| (2) 検査申請書（発注者が指示する場合）・・・ | 1部 |
| (3) 引渡書・・・ | 1部 |
| (4) 委託業務完了届・・・ | 1部 |
| (5) その他発注者の指示するもの・・・ | 指定部数 |

（作業場所）

第9条 本業務は、基本的に受注者の工場への持ち帰り作業とする。作業完了後、発注者の醍醐車庫へ搬入すること。

なお、搬出入に伴うトラックへの積み込み及び積み下ろしは原則として受注者が行うものとし、品物の運搬には細心の注意をはらい他へ支障をおよぼさないものとする。

（作業日時）

第10条 搬入出の時間は、原則として平日の9:30～17:30とする。

（梱包物の処理）

第11条 本業務において発生した梱包物の処理については、すべて受注者の責任において行うこと。

（検査）

第12条 本業務は、発注者が指定する場所において、発注者の立会いの下に試験及び検査を行い、これに合格しなければならない。

なお、試験及び検査に必要な資材及び設備等の提供並びにこれらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が認めたものに限り、受注者の試験成績書又は検査成績書により、合格を与えることがある。

（特記）

第13条 本仕様書に明記されない事項でも、本業務の性質上当然必要と認められるものは、受注者の責任において行うこと。

2 本業務が原因により、腰掛及びその他機器類に不具合が発生した場合は、受注者の責任において、発注者の指示により無償で補修を行うこと。

3 受注者は、本業務において、国内及び国外の特許、実用新案及び意匠並びにその他権利上の問題のないことを保証し、万一これが生じたときには、これの解決に当たるとともに、これらに関するすべての費用（合理的な弁護士費用を含む。）及び損害を負担し、発注者にいかなる支障も及ぼしてはならない。

業務内容

1 業務名称

東西線50系車両シート生地防汚加工	1 式	円
消費税及び地方消費税相当額		円
合計		円

2 作業対象及び数量、引取り日及び納入期限

(1) 数量等は以下のとおりとする。

なお、生地は難燃ポリエステルで製造され、反番ごとにロール状で段ボールなどに収納されているものとする。

ア きらら（幅800mm程度） 10 反（合計長さ 478m）

イ シルバー（幅800mm程度） 10 反（合計長さ 400m）

ウ 合せ菱A（幅800mm程度） 6 反（合計長さ 194m）

エ 合せ菱B（幅800mm程度） 5 反（合計長さ 165m）

※反毎のm数は未定、合計長さm数は小数点以下切上げ、合計長さは変わらないが、反数は多少変動する場合がある。

(2) 引取り日及び納入期限は以下のとおりとする。

ア 引取り日 令和8年5月中頃、納入期限 令和8年 6月11日

イ 引取り日 令和8年5月中頃、納入期限 令和8年 8月14日

ウ 引取り日 令和8年5月中頃、納入期限 令和8年10月20日

エ 引取り日 令和8年5月中頃、納入期限 令和9年 1月 6日

※引取り日、納入期限については発注者の都合で変更する場合がある。

3 加工剤

(1) シート生地にしっかりと定着し、鉄道車両で想定される汚れに対して、付着しにくくなる性質であること。また、汚れが付着しても簡単に取れるものであること。

(2) 無色透明、無臭であること。

(3) 加工箇所において、変色・変質及び風合いの変化等がないこと。

(4) 鉄道車両用材料の燃焼性規格及び試験方法において、難燃性以上の判定であること。

(5) 鉄道車両の座席シートに使用した実績を有すること。

(6) 人体に無害、無刺激であり、安全性に関する試験を行ったうえで、請負者の責任において保証できるものであること。

(7) 環境負荷の懸念がなく、国内法令（化審法等）で規制されていないこと。

4 加工方法

(1) 加工剤が確実に定着するよう必要に応じ、生地に対して前処理を行うこと。

(2) 噴霧加工部は液垂れや加工斑がないよう注意し、生地全面に噴霧すること。

(3) 加工剤が長期にわたり地下鉄車両の客室シートの使用に耐えられるよう必要に応じて複数回加工を行うこと。なお、持続性について著しく疑義を生じた場合は、発注者の指示に

より、受注者は座席シートを引取りのうえ、再加工をしなければならない。

5 生地引渡し及び納入時の梱包

- (1) 生地は契約後速やかに醍醐車庫の発注者の指示する場所から引き取ること。
- (2) 加工後の生地は、加工前と同じように生地をロール状に巻き取りのうえ、元の梱包材に収納すること。
- (3) 加工済み生地の梱包材には、生地が防汚加工済みであることを示す掲示物（シール等）を貼付のうえ、納入すること。